

(例)  
共同住宅防災組織規約

(名称)

第一条 この組織は、〇〇〇〇（以下「本組織」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第二条 本組織の事務所は、〇〇〇〇に置く。

(目的)

第三条 本組織は、〇〇〇〇に居住する住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第四条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 防災に関する知識の普及に関すること。
- 二 地震等に対する災害予防に関すること。
- 三 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- 四 防災訓練の実施に関すること。
- 五 防災資器材等の備蓄に関すること。
- 六 その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第五条 本組織は、〇〇〇〇の居住者をもって構成する。

(役員)

第六条 本組織に次の役員を置く。

- 一 会長 1人
- 二 副会長 1人
- 三 幹事 若干名
- 四 監査役 2人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第七条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、本組織の運営にあたる。

4 監査役は、本組織の会計を監査する。

(会議)

第八条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第九条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - 一 規約の改正に関する事。
  - 二 防災計画の作成及び改正に関する事。
  - 三 事業計画に関する事。
  - 四 予算及び決算に関する事。
  - 五 その他、総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。  
(幹事会)

第十条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
    - 一 総会に提出すべき事。
    - 二 総会により委任された事。
    - 三 その他幹事会が、特に必要と認めた事。
- (防災計画)

第十一条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - 一 地震の発生時における防災組織の編成及び任務の分担に関する事。
  - 二 防災知識の普及に関する事。
  - 三 防災訓練の実施に関する事。
  - 四 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。
  - 五 本組織が存する地域の町会・自治会等との連携に関する事。
  - 六 その他必要な事項。

(会費)

第十二条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

第十三条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第十四条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会計監査)

第十五条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、            年        月        日から実施する。